

生駒市規則第 19 号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 7 月 17 日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市行政組織規則（平成 6 年 7 月生駒市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 45 条第 1 項中「（生駒山麓公園管理事務所にあつては、所長。以下同じ。）」を削る。

第 47 条第 1 項中「花のまちづくりセンター」の次に「、生駒山麓公園管理事務所」を加える。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 給料等の支給に関する規則（昭和 32 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 5 第 1 項の表第 3 項中「、生駒山麓公園管理事務所の所長」を削り、同表第 5 項中「消費生活センターの所長」の次に「、生駒山麓公園管理事務所の所長」を加える。

(生駒市予算規則の一部改正)

第 3 条 生駒市予算規則（昭和 40 年 1 月生駒市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、生駒山麓公園管理事務所長」を削る。

附 則

この規則は、平成 21 年 7 月 21 日から施行する。